

# 江南市地域防災計画の修正要旨

## I 江南市地域防災計画の修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第42条）。

また、市地域防災計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第16条）。

## II 国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正等に伴う修正

### 1 特定都市河川浸水被害対策法等の改正を踏まえた修正

- 特定都市河川浸水被害対策法等の改正に伴い、従来では、都市部の河川において、開発による流出増を抑える対策として調整池の整備等など暫定的な代替策（従来の総合治水）として実施していたが、今後は気候変動を踏まえ、都市部のみならず全国の河川を対象を拡大し、流域のあらゆる既存施設を活用するなど流域全体で総合かつ多層的な対策を実施する流域治水を行うこととしたことに伴い、「総合治水対策」から「流域水害対策」に修正する。

<主な修正箇所（新旧対照表）>

■風水害等編	第2編 第2章 河川防災対策	p 1
--------	----------------	-----

### 2 水防法の改正を踏まえた修正

- 水防法の改正に伴い、洪水予報河川や水位周知河川に加え、一級及び二級河川（洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川）を洪水浸水想定区域の指定対象に追加されたことに伴い、洪水による災害の発生を警戒すべき河川を追加するほか、県が、想定最大規模降雨により排水施設で雨水を排除できなくなった場合などの理由により浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとされており、この対象の排水施設について拡大されたため記載事項を修正する。

<主な修正箇所（新旧対照表）>

■風水害等編	第2編 第2章 浸水想定区域における対策	p 1
--------	----------------------	-----

### 3 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に踏まえた修正

- 避難行動要支援者名簿の作成において、保護者のみでは避難行動が困難である可能性が高い重症心身障害児、医療的ケア児も避難行動要支援者になりえるため追加する。

<主な修正箇所（新旧対照表）>

■風水害等編	第2編 第9章 要配慮者支援対策	p 2～3
■地震編	第2編 第7章 要配慮者支援対策	p 5～6

#### 4 気象特別警報の「緊急速報メール」の配信終了について

- 気象庁が実施していた気象等及び噴火に関する特別警報を通知する緊急速報メールが令和4年度をもって配信終了したため削除する。

##### <主な修正箇所（新旧対照表）>

■風水害等編	第3編 第3章	気象情報等の発表、伝達	p7
--------	---------	-------------	----

#### 5 緊急地震速報の発表基準の変更を踏まえた修正

- 気象庁における緊急地震速報の発表基準の変更に伴い、当該基準に長周期地震動階級を追加し、長周期地震動階級3以上を予想した場合にも緊急地震速報（警報）が発表されることについて追加する。

##### <主な修正箇所（新旧対照表）>

■地震編	第3編 第1章	地震情報等の伝達	p9～10
------	---------	----------	-------

### Ⅲ 市独自の要素に伴う修正

#### 1 機構改革に伴う修正

- 令和6年4月に機構改革により、組織名が再編されるため変更する。

##### <主な修正箇所（新旧対照表）>

■風水害等編	第3編 第1章	活動態勢	p4～6
■地震編	第3編 第1章	活動態勢	p7～9、12